

# Uqey ロードサービス利用規約

## 第1条 (Uqey ロードサービス)

### (適用範囲)

1. 本規約は、株式会社東海理化電機製作所（以下、「当社」という。）が委託するサービス提供会社が提供する Uqey ロードサービス（以下「ロードサービス」という。）を利用するに際しての一切に適用されるものとします。
2. ロードサービスを利用する場合は、本規約に同意のうえ利用してください。なお、ロードサービスをご利用された場合には、本規約に同意したものとみなします。

### (ロードサービスの実施体制、実施地域)

3. ロードサービスは、サービス提供会社が委託するロードサービス事業者等（以下、「サービス実施者」という。）が実施します。
4. ロードサービスの実施地域は、一部の離島を除く日本国内を対象とします。

### (ロードサービスの内容および作業の範囲)

5. ロードサービスとは、Uqey サービスの利用に際し Uqey システムの故障またはトラブルにより発生した、車両の開錠の不作動が生じた場合の救援をいい、ロードサービスの内容は、次のとおりです。

#### (1) 開錠作業

Uqey 動作不良時におけるドアロックの開錠作業

### (ロードサービスの利用申込み等)

6. ロードサービスを利用しようとする者は、Uqey のトラブルに関する情報の他、ロードサービスを実施するために必要な情報を提供するものとします。
  - (1) 利用者の氏名、住所（法人会員の場合にあっては法人の所在地）、連絡先
  - (2) 車両に関する情報（車両の製造メーカー、車名、車両番号）
  - (3) 電話番号、その他依頼者と連絡のとれる連絡先
  - (4) 救援要請の内容
  - (5) 救援場所に関する情報
  - (6) その他ロードサービスの利用に関し必要な情報

7. 利用申込み後、ロードサービスを利用する必要がなくなったときは、サービス実施者が到着するまでの間であれば、電話連絡により、ロードサービスの申込みを取消することができます。

### (ロードサービス利用上の注意とお願い)

8. ロードサービスを利用する場合、サービスを円滑に実施するため、次の諸点についてご協力とご

理解をお願いします。

(1) 関係先への連絡

第三者が管理する場所でロードサービスを行う場合は、当該施設の管理者等の関係者に連絡し、承諾を得ておくようにしてください。

(2) 自宅・駐車場におけるロードサービスについて

ロードサービスの作業場所が利用者の自宅や駐車場である場合は、救援に向かう車両が限定される場合があります。

(3) 救援要請集中時の対応

大雨や大雪、災害等の発生などで救援要請が急増した場合は、電話がつながりにくくなることや、ロードサービス車両の到着までに時間を要すること、あるいは道路事情等により到着することができないことがあります。

(ロードサービスの利用にあたっての遵守事項)

9. 利用者は、ロードサービスを利用する場合、サービス提供会社を介すること。当社は、利用者がサービス提供会社を介さずに依頼をしたロードサービス事業者において生じた費用、損害は、一切補償しない。

(利用者の遵守事項)

10. ロードサービスを利用する場合、利用者は次の事項を守ってください。

(1) 係員の指示または注意に従うこと。

(2) ロードサービス作業に立ち会うほか、円滑かつ適切なロードサービスの実施のため、必要な協力を行うこと。

(3) 係員の求めに応じ、運転免許証、自動車検査証その他本人確認に必要な書類を提示すること。

(ロードサービスの実施)

11. サービス提供会社は、利用者の救援要請に基づき、車両の故障状態や故障場所その他車両の状況を総合的に確認し、状況に応じた最適なサービスを提供するよう努めるものとします。

(ロードサービスの利用料金等)

12. 本規約に定めるサービス提供範囲内において、サービス実施者の待機時間や追加作業が必要となる場合を除き、ロードサービスを利用した場合の利用料金は、無料とします。

(ロードサービスをご利用いただけない場合等)

13. 次のいずれかに該当する場合は、ロードサービスは実施いたしません。

(1) 次のいずれかに該当する事由によって生じたトラブル

① 利用者の故意または重大な過失による事由

② 利用者のスマートフォン起因による事由 (バッテリー切れ、電波状況の不良、盗難・紛失・故障等)

- (2) 法令に抵触するおそれがある場合
  - ① 自動車の利用者が無免許運転、飲酒運転等の法令に違反し、または違反する恐れがある場合
  - ② ロードサービスの実施場所で作業をすることについて、当該土地・施設等の管理者の了解が得られていない場合
  - ③ その他、作業を実施することにより何らかの違法行為に加担、または助長するおそれがある場合
- (3) ロードサービスを行うことにより、新たなトラブルや危険を生じさせるおそれがある場合
  - ① ドアロックの開錠を行う場合、利用者の本人確認ができないとき（正当な理由がなく免許証等、本人確認が出来る書類を提示しない場合を含みます。）
  - ② 積載物が危険物であり、ロードサービスを実施することにより危険が生じる可能性がある場合
  - ③ その他、作業を実施することにより何らかの危険を生じる恐れがあると判断される場合
- (4) サービス実施者の有する装備、技術または資格等では対応が困難な場合
  - ① 重要保安部品の分解整備を伴う作業が必要となる場合
- (5) 自然的、地理的条件に制約があり、または作業環境等が危険なため、ロードサービスの実施が困難な場合
  - ① 立ち入り禁止地域、一般車両が通行できない場所、または立ち入りに危険が予測される場所
  - ② 未除雪、冠水等により車両の運行が困難な地域
  - ③ 気象状況や周辺状況により作業の実施が危険と判断される地域
  - ④ 離島等であって救援車両の出動が困難な地域
- (6) 円滑かつ適切なロードサービスの実施が困難な場合
  - ① 利用者が社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に属すると判断される場合
  - ② 第9項に規定する利用者の遵守事項を遵守いただけない場合
  - ③ 要請時または利用時の粗暴な言動により、ロードサービスの円滑な実施を妨げられる場合
- (7) 車両の開錠後に行うエンジン始動確認において Uqey の要因ではない事が判明した場合のそれ以降の対応（または、「その他の事象」）
  - ① ガス欠やバッテリーあがりによるエンジン始動不良
  - ② 車両鍵の電池切れに対するエマージェンシー機能を使用してもエンジンが始動できない場合など
  - ③ その他 Uqey に起因しない不具合
- (8) レンタカー利用期間内において既に Uqey ロードサービスを利用頂いている場合

(ロードサービス時等の責任)

14. 当社は不適切なロードサービスに起因して利用者又は第三者に発生した損害につき、当該損害の発生について利用者に過失がない場合であっても、当社に故意または重大な過失がない限り、その責めを負いません。

(不可効力による免責)

15. 大雨や大雪、災害等の発生その他の不可抗力により、救援要請が急増した場合には、電話がつながりにくくなることや、ロードサービス車両の到着までに時間を要する場合、あるいは道路事情等により到着することができない場合があります。このような場合において、利用者または第三者が被った損害については、前項の場合と同様、当社に故意または重大な過失がない限り、当社は責めを負いません。

(Uqey 利用規約の適用)

16. 本規約に定めがない事項については、Uqey 利用規約の規定が適用されるものとする。

(本規約の効力発生日)

17. 本規約の効力は、制定日より発生するものとする。

2023年5月1日制定